様式第6号(第6条関係)　(その3)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 燃料代 |

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

令和　　年　　月　　日

　志摩市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名電話 |  |

　志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1　請求金額 | | 金　　　　　　　　　　　　　円 | | | |
| 2　内訳 | | 請求内訳書のとおり | | | |
| 3　選挙の種類 | | 令和７年１０月１２日執行　志摩市議会議員選挙 | | | |
| 4　候補者の氏名 | |  | | | |
| 5 振込先 | 金融機関 | 銀行  　　　　　　　農協　　　　　　店 | | 預金種目 | 普通・当座 |
| 口座番号 |  | フリガナ  口座名義人 |  | |

　備考1　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

　　　2　候補者が供託物を没収された場合には、志摩市に支払を請求することはできません。

　　　3　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

　(裏面)

請求内訳書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 販売単価  (A) | 販売量  (B) | 販売金額  (A)×(B) | 備考 |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
|  |  | 円 | リットル | 円 |  |
| 計 |  | |  | (ア)  円 |  |
| 確認書に記載された額の合計 | | |  | (イ)  円 |  |
| 請求金額 | | |  |  |  |

　備考1　「請求金額」欄には、使用した日について(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

　　　2　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

　　　3　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売量」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。